

控訴趣意補充書

2007(平成19)年2月22日

大阪高等裁判所第3刑事部 御中

被告人 戸田久和
同 戸田ひさよし友の会
弁護人 永嶋靖久

第1 控訴の申立の理由の要旨の4記載の控訴の趣意(被告人団体及び同戸田につき判示第2の1, 2の事実についての法令適用の誤)についての補充

1 政治活動に関する寄附する自由は憲法上保障されている

会社、労働組合、職員団体、その他の団体が、政治活動に関する寄附をする自由は、憲法上保障された権利である。

これは、最高裁判所大法廷判決昭和45年6月24日が、「憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものであることは、所論のとおりである。しかし、会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。のみならず、憲法第三章に定める国民の権利およ

び義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によつてそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあつたとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。」と述べておりである。

この最高裁判決は、事案が、会社の政治資金に関するものであつたところから、会社について述べたものであるが、労働組合、職員団体、その他団体においても、政治活動に関する寄附の自由を憲法上（具体的には憲法21条）保障されていることに変わるところはない。

また、労働者は、憲法28条によって保障された団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利に基づいて「労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体」（労働組合法2条）として労働組合を結成している。労働組合が保障された、政治活動に関する寄附の自由を含む、政治活動の自由は、労働者にとっては、憲法28条によって保障された権利でもある。

そして、寄附の自由とは、寄附する自由とともに寄附される自由を包含するものである。

2 政治資金規正法21条1項・22条の2は憲法違反である

(1) 政治活動に関する寄附の自由を含む、政治活動の自由は、憲法21条により保障される精神的自由であり、かつ、民主政治の根幹をなす重要な権利である。

このように重要な憲法上の権利を規制するに当たっては、厳格な審査基準によるべきである。すなわち、当該規制を合憲と判断するに当たっては、当

該規制立法の目的が真にやむを得ない目的(利益)であるか、手段(規制方法)が目的を達成するために必要最小限(必要不可欠)なものであるかを判断して(過大包摂・過小包摂は許されない)、これが認められる場合に、はじめて当該規制を合憲とされなければならない。

- (2) 平成6年、同11年に政治資金規正法を改正して、それまで適法であった、政党又は政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附を刑罰をもって禁止した趣旨は、「政治資金の調達を政党中心とするため、また、近年における政治と金をめぐる国民世論の動向等」にあるとされる(政治資金制度研究会編集「逐条解説政治資金規正法」第二次改訂版・ぎょうせい)。

国民世論の動向によって、憲法上の自由を制限することはできない。

従って、政党又は政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附を刑罰をもって禁止する目的は、「政治資金の調達を政党中心とする」ことにしか求めることができない。そして、「政治資金の調達を政党中心とする」目的は、さらに「政治資金の調達をめぐる腐敗の防止」ないしは、「(いわゆる)政党本位の政治の推進」と、考えることができる。

- (3) 仮に、「政治資金の調達をめぐる腐敗の防止」を真にやむを得ない目的と考えることができるとしても、その目的達成のために、「会社、労働組合、職員団体、その他の団体」についてのみ、「政党又は政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附を刑罰をもって禁止すること」は、必要最小限な手段ではない。そもそも、「会社、労働組合、職員団体、その他の団体」が行う政治活動に関する寄附がそれ以外の者の行う寄附よりも、あるいは、政党又は政治資金団体以外が行う政治資金の調達が政党又は政治資金団体が行う政治資金の調達より腐敗しやすい、とは言えないから、目的と手段の間に合理的関連のないことは二重に明らかである。

- (4) 憲法上特段の地位を与えられているわけではない政党について、「(いわゆる)政党本位の政治の推進」を考えることは、真にやむを得ない目的(利

益)であるとはない。仮に、それを真にやむを得ない目的と考えるとしても、その目的の実現は、政党助成など他の手段によってなされるべきであり、憲法上保障された政治活動の自由を刑罰をもって規制することによって実現することは許されない。

- (5) 「政治資金の調達をめぐる腐敗の防止」ないしは、「(いわゆる)政党本位の政治の推進」という、いずれの目的に照らしても、政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附を許して、それ以外に対するものは刑罰をもって禁止することは、憲法が保障する政治的活動の自由に対する、憲法21条・28条に違反した規制であり、かつ、「会社、労働組合、職員団体、その他の団体」とそれ以外の者の、あるいは、「政党又は政治資金団体」以外の者と「政党又は政治資金団体」との間の、合理的理由のない憲法14条に違反した差別である。

3 最近のアメリカ合衆国連邦最高裁判決について

2003年12月10日、アメリカ合衆国連邦最高裁判所は、2002年超党派選挙運動資金改革法の主要な規定をほぼすべて合憲とする判決を下した(外国の立法220・233頁)。

政党によるソフトマネー(連邦選挙以外の一般政治活動に用いる資金)調達等を原則禁止するなどの前記改革法が、合衆国憲法修正1条の保障する表現の自由を侵害する、として11件もの違憲訴訟が提起されていたのに対する判決であった。

そこでは、「選挙過程における腐敗を防止する政府の利益と、政治に参加し発言する国民の権利」の衝突が熾烈に争われ、下級審ではいくつもの違憲判決が出ていながら、連邦最高裁は、上記の通りの判決を下した。

しかし、この判決は、政党の政治資金調達を禁止するものである。政党以外の非営利団体はかえって規制を免れている。

この判決に照らしても、日本の政治資金規正法の規制態様の不合理さを知ることができる。

第2 控訴の申立の理由の要旨の2記載の控訴の趣意（被告人団体戸田につき判示第2の2の事実についての事実誤認）についての補充

被告人戸田は、被告人組合から得た3年分360万円の給与について、本件捜査・起訴等により、修正申告の機会を失っていたが、全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部から得ていた毎月10万円の給与と共に、本年2月19日、門真税務署に修正申告し、これについて給与として課税されている。

門真市議会においても多くの議員が現に副業をもって、それら副業から収入を得ている。

第3 控訴の申立の理由の要旨の7記載の控訴の趣意（被告人団体及び同戸田につき刑の量定の不当）についての補充

本年1月以降だけでも、参院副議長の2520万円の政治献金の収支報告書への不記載が、副議長辞任だけで決着し、その他、多くの国会議員の収支報告書の、多額の不明朗な記載が報じられたが、刑事事件となったものは一件もない。

被告人戸田に対する刑の過重は明らかである。

また、被告人戸田の市会議員としての活動、とりわけ、多数派議員が専横を繰り返す門真市議会における被告人戸田の活動は、門真市民だけでなく他自治体の市民派議員からも、強く支持されている。

そして、被告人戸田が公民権停止とならないことを要望する署名は、2532筆に及んでいる。